

ニューツーリズム普及促進支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、ニューツーリズム普及促進支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、近年、消費者からのニーズが高まっているグリーンツーリズムやエコツーリズムなどのニューツーリズムや体験型教育旅行に対する受け入れ機能を強化するため、地域資源の観光メニュー化や規模拡大、情報発信やプロモーションに取り組む県内の団体等を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業に伴う収入（本補助金及び当該補助事業の実施に伴い市町村から交付を受ける補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（同表の第5欄に定める額を限度とする。）とする。
- 3 同一の事業実施主体が行う同種の事業に対する補助は、次のとおりとする。
 - (1) 別表の第1欄に掲げるニューツーリズム普及促進事業（ステップアップ型）については1回に限るものとする。
 - (2) 別表の第1欄に掲げるニューツーリズム普及促進事業（規模拡大型）（以下「規模拡大型事業」という。）については、最初に交付決定した年度から起算して連続する3年間に限るものとする。
 - (3) 別表の第1欄に掲げるニューツーリズム普及促進事業（星取県推進型）については同一年度1回に限るものとする。
- 4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、補助事業に着手する20日前までに（規模拡大型事業を行おうとする場合は、観光交流局観光戦略課長が別に定める日までに）、補助事業ごとに観光交流局観光戦略課に提出するものとする。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前項第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、観光交流局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月23日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月19日から施行し、平成31年度（2019年度）事業から適用する

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 重要な変更
<p>ニューツーリズム普及促進事業 (ステップアップ型)</p>	<p>団体（民間事業者含む）、市町村</p>	<p>(1)観光メニュー造成に必要な備品等の購入や商品開発、ガイド養成等に要する経費 (2)旅行会社やマスコミ関係者に情報提供するために必要な旅行、資料作成等に要する経費 (3)ホームページ制作やパンフレット作成など、造成したメニューの情報発信に必要な経費 ※委託費については、県内事業者が実施するものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。</p>	<p>1/2</p>	<p>500千円</p>	<p>(1)本補助金の増額を伴うもの (2)交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更</p>
<p>ニューツーリズム普及促進事業 (規模拡大型)</p>	<p>団体（民間事業者含む）、市町村</p>	<p>(1)人材育成を核とした体制整備に必要なコーディネーターの人件費（庶務的業務を行う者の人件費は除く） (2)観光メニュー造成に必要な備品等の購入や商品開発、ガイド養成等に要する経費 (3)旅行会社やマスコミ関係者に情報提供するために必要な旅行、資料作成等に要する経費 (4)ホームページ制作やパンフレット作成など、造成したメニューの情報発信に必要な経費 ※(1)及び(2)は必ず実施するものとする。 ※委託費については、県内事業者が実施するものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。</p>	<p>1/2</p>	<p>2, 500千円</p>	<p>(1)本補助金の増額を伴うもの (2)交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更</p>

<p>ニューツーリズム普及促進事業 (星取県推進型)</p>	<p>団体(民間事業者含む)、市町村</p>	<p>(1)星空を活用した観光メニュー造成に必要な備品等の購入や商品開発、ガイド養成等に要する経費 (2)旅行会社やマスコミ関係者に情報提供するために必要な旅行、資料作成等に要する経費 (3)ホームページ制作やパンフレット作成など、造成したメニューの情報発信に必要な経費 ※(1)は必ず実施するものとする。 ※委託費については、県内事業者が実施するものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。</p>	<p>2/3</p>	<p>1,000千円</p>	<p>(1)本補助金の増額を伴うもの (2)交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更</p>
------------------------------------	------------------------	--	------------	----------------	--

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度ニューツーリズム普及促進支援補助金 事業計画（報告）書

1 申請者

申請者団体名及び 代表者名	
住 所（所在地）	
連絡先	

2 事業の概要

事業実施期間	
申請区分	
他の補助金の活用 の有無（※有の場合 は補助金名等記載 すること）	有 ・ 無 他の補助金名（ ） 事業内容（ ） 補助金所管団体名及び連絡先（ ）
本補助金の活用 の有無（※有の場合 は交付年度等記載 すること）	有 ・ 無 補助金交付年度（ ） ※事業実施主体が過去に本補助金を活用して事業実施した実績がある場合は、当時の事業内容を記載した書類を添付すること。
消費税の取り扱い について	・ 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ※該当する項目に○をしてください。
法的規制等に係る 調整状況	※事業実施上必要な法的規制（道路占用許可、警察・行政機関の協議の状況、旅行業法、道路運送法等）に対する対応状況等について記載すること。

<p>事業に係る地域 に存在する観光 資源・魅力</p>	
<p>事業目的と事業計 画の内容</p>	<p>※補助事業のうち、「規模拡大型事業」に取り組もうとする場合は、事業計画に「推進体制の現状及び今後の方向性、コーディネーターの具体的な活動内容と期待する成果」を盛り込んでください。</p>
<p>ターゲット</p>	<p>(年齢層・性別)</p> <p>-----</p> <p>(圏域・都道府県)</p> <p>-----</p> <p>(関心・意欲)</p>
<p>誘客ルート 情報発信の方法</p>	<p>※商品等を販売する上での販路や広報・PRの方法等について、次の例を参考に具体的に記載すること</p> <p>例・旅行エージェントを訪問しての売り込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行エージェント、交通事業者等のパンフレットからの情報発信、 ・メディア（新聞、テレビ、雑誌等）の活用 ・I T Cの活用（インターネットHP、ツイッター、フェイスブック等のSNSの活用等） ・プロモーション、イベント、キャンペーン等 ・その他
<p>モニターツアー等 の実施（有の場合は 内容等を記載する こと）</p>	<p>モニターツアー等の実施 有・無</p> <p>※有の場合は次の内容について記載すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニターツアー等の内容 ・催行時期 ・催行人数 ・招聘の対象者 ・モニタリング及び効果検証の方法

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度ニューツーリズム普及促進支援補助金収支予算（決算）書

（収入の部）

（単位：円）

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
合 計				

※ 収入の内容を具体的（入場料収入、販売収入等）に記載すること。

（支出の部）

（単位：円）

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
合 計				

様

職 氏 名 印

年度ニューツーリズム普及促進支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったニューツーリズム普及促進支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先 鳥取県観光交流局観光戦略課・電話番号0857-26-0000）

記

- 1 対象事業
本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。
 - (1) 算定基準額 金 円
 - (2) 交付決定額 金 円
- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費（申請書の収支予算書に記載された経費とする。以下同じ。）の配分は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 本補助金の額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、ニューツーリズム普及促進支援補助金交付要綱（平成25年3月28日付第201200197363号鳥取県文化観光局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 承認を要しない変更
規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴うもの及び交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更以外の変更とする。
- 6 実績報告
 - (1) 規則第17条第1項による報告は、次に掲げる日までに行われなければならない。
 - ① 規則第17条第1項第1号又は第2号にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - ② 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日
 - (2) 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 7 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

職氏名 様

申請者 住所
氏名 (印)
(団体にあつては、名称
及び代表者の氏名)

年度ニューツーリズム普及促進支援補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた 年度ニューツーリズム普及促進支援補助金に係る消費税等仕入控除税額について、ニューツーリズム普及促進支援補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金交付規則第18条第1項に基づく額の確定額
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 4 補助金変換相当額（3－2）
金 円

※参考となる資料（確定申告書等）を添付すること